

1 本市の生物多様性

生物多様性とは、1992年(平成4年)に採択された生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)で、「すべての生物の間に違いがあること」と定義されています。生物の多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があります。



1. 生態系の多様性

「生態系の多様性」とは、森林、河川、海岸、干潟などそれぞれの地域で、いろいろなタイプの生態系が形成されていることを言います。

本市の例としては、平尾台のようなカルスト地形、紫川や槻田川などのような河川、曽根干潟や岩屋海岸のような海浜といった、様々な地質・地形など大地の多様性がもたらす特徴ある生態系が形成されています。



平尾台



槻田川



岩屋海岸

2. 種の多様性

「種の多様性」とは、様々な動物・植物などが生息・生育していることを言います。

本市の代表的な例としては、曽根干潟にはカブトガニが産卵に訪れます。山田緑地、響灘埋立地などには数多くの鳥類が飛来することが確認されています。また都市部の公園にもチョウなどの様々な昆虫が生息しています。これら動物だけでなく様々な植物も生育しています。



カブトガニ(曽根干潟)



トビ(響灘ビオトープ)



イチイガシ(勝山公園)

3. 遺伝子の多様性

「遺伝子の多様性」とは、同じ種であっても、個体や個体群の間では異なる遺伝子を持つことによる違いがあることです。

例えば、ゲンジボタルは大きく東日本タイプと西日本タイプに分類されるといわれ、本市で見られるゲンジボタルの発光間隔は約2秒なのに対し、関東などで見られるゲンジボタルの発光間隔は約4秒です。これは、同じゲンジボタルでも遺伝子が異なるために見られる特徴であるといわれています。



ゲンジボタル(黒川)